

令和4年8月大雨福井県災害義援金の募集について

1 概要

福井県では、令和4年8月大雨で被災された方を支援するため、義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和4年8月大雨福井県災害義援金

3 義援金の受付期間

令和4年8月9日（火）から当分の間

4 義援金の振込先

金融機関	支店名	口座種別・番号	加入者・名義
福井銀行	県庁支店	普通・6020358	福井県災害対策本部 (フクイケンサイガイタイサクホンブ)

※福井銀行の本支店の窓口、ATM、インターネットバンキングからの振込手数料は無料です。(ATMは、10日午前8時から、インターネットバンキングは、10日午前0時以降の手続きから無料となります。)

5 義援金の配分について

義援金は、今後、配分委員会等を設置し、適切に配分します。

6 義援金の取扱いについて

(1) 税法上の措置

義援金は、税法上、下記のとおり取り扱われます。

(個人)

確定申告の手続きをすると、義援金のうち2,000円を超える部分については、所得税の寄附金控除、住民税の税額控除が受けられます。(控除には限度額があります。)

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することにより、確定申告を省略することができます。(勤務先で年末調整される給与所得者等で、医療費控除等の確定申告が不要な方、ふるさと納税の自治体数が5つまでの方が利用することができます。)

(法人)

「国等に対する寄附金」に該当し、全額が損金の額に算入されます。

(2) 寄附したことを証する書類

確定申告する場合は、寄附したことを証する書類として次の書類を用意（保存）してください。

①銀行振込で支払った場合の振込票の控え

※その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限りです。

②義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料（県のホームページ等）

(3) 受領証の発行について

(2) の書類により、税法上の措置を受けることができますが、受領証の発行を希望する場合は、次のいずれかの方法により申出をいただければ、受領証を発行・送付します。

①専用申込フォーム（県のホームページのリンクから入力）

②様式を電子メールまたはFAXにて送付

【様式】 受領証希望書

【送付先】 FAX：0776-20-0662

E-mail：gienkin@pref.fukui.lg.jp

7 ホームページURL

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shinsa/gouugiennkinn.html>

8 問い合わせ先

福井県会計局審査指導課 決算G 電話 0776-20-0491